

ご商売をされている方を対象とした研修制度が、この横手やきそば道場です。

横手やきそば暖簾会は、美味しい横手やきそばをお客様に提供し、交流人口も増やし、横手を元気にする、という「まちおこし」「地域おこし」を行ってきました。

しかしながら、我々の想いとは裏腹に、知名度が高まるにつれ、「横手やきそば」とはかけ離れた商品を横手やきそばと呼び、あちらこちらで商売を始めるケースが増えてきてしまいました。注目度が高まってきたことに反比例し、ここまで築き上げてきた「横手やきそば」のブランド価値が崩壊すると同時に、お客様の信用を失うことになるという懸念が出てきました。

そこで、横手やきそば暖簾会は、平成20年11月に協同組合化をし、地域ブランドとして価値を高めながら、各団体、地域の方々と一体となって「横手やきそば」を盛り上げ「まちおこし」に繋がりたいと考えました。そこで、平成21年7月7日に特許庁へ地域団体商標登録を出願し、横手やきそば暖簾会の考え、取り組みが認められ、平成24年12月28日に「横手やきそば」は地域団体商標登録となりました。

横手やきそば暖簾会としては、当会の一員（＝まちおこし活動する一員）となっただき、一緒に横手やきそばを通じて横手市、東北、全国、日本を盛り上げていただけるよう呼び掛けを行っています。

横手やきそばをメニューとして提供する場合は、下記の3点が絶対条件となっております。

- ① 横手やきそば暖簾会が開催する「横手やきそば道場」を受講し合格すること。
- ② 横手やきそば暖簾会の活動趣旨に賛同し契約を結ぶこと（賛助会員）。
- ③ 横手市内の製麺会社で作られた「茹で麺」を取り寄せ、使用すること。

この機会に横手やきそば道場の受講をご検討ください。

<受講資格についての注意点>

これからお店を建築する予定、購入する予定など、新たにご商売を予定している方は受講資格はありません。あくまでも、現在お店やテナントでご商売をしていて、新しいメニューとして提供をご検討される方が該当となります。また、チェーン店等店舗形態が多岐に渡りますので、受講資格の有無について検討する場合があります。

<横手やきそば道場合格者には>

- ① 麺許状の交付
- ② 賛助会員登録番号と店名が記入された「協同組合横手やきそば暖簾会」ののぼり旗配布
- ③ HPへのリンク、パンフレットへの記載など